

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 電気料金・ガス料金の特別措置の実施（第10報）

HTB エナジー株式会社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的に公共料金のお支払いが困難となるお客さまに対して、現在実施している電気料金・ガス料金に対する特別措置を拡大することといたしました。

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から緊急小口資金等の貸付を受けている方で、当社と電気・ガスのご契約があるお客さまからのお申し出があった場合、下記の特別措置を実施いたします。

【対象となるお客さま】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けている方で、当社と電気・ガスのご契約があるお客さま、且つ当社へお申し出いただいたお客さま

【特別措置実施内容】

・電気料金等の支払期日の延長

2020年3月分（支払義務発生日が、2020年3月19日以降となるお客さまに限る。）から
2021年10月分まで の各月の電気料金・ガス料金を対象として支払期日を各々2ヶ月間延長する。

<参考>

経済産業省

- ・2021年10月21日：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ
<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211021001/20211021001.html>

特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記の当社お問い合わせ先へお申し出ください。

なお、今後の当社における当該措置の実施につきましては、経済産業省からの要請、および新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、継続予定でございます。当該措置を継続する場合は、改めて当社ホームページにてお知らせいたします。

本件に関するお問い合わせ先

HTBエナジーワンダーサポート

営業時間：平日10：00～18：00

TEL：050-3852-1193

お問い合わせフォーム：https://htb-energy.com/all_contact.html